

京都府子ども・子育て支援事業支援計画検討会（第2回）

令和6年12月9日（月）午前10時00分～午前11時30分

京都府庁3号館 第5会議室

出席者 別添委員名簿のとおり

議事内容

（1）現行計画の施策等の進捗状況について

資料1に基づき、現行計画の施策等の進捗状況について説明

○主な質疑・意見

（委員）

待機児童、放課後児童クラブ待機児童数については障害を持っている子どもも含まれているのか。

（事務局）

国の基準に基づいて調査しているものであり区別はしていない。

（委員）

婚活については、民間アプリが活用される時代が変わっているので、現行の目標数値にこだわる必要はないと思う。

（委員）

妊娠・出産に係る講話の実施回数について数値目標235回の考え方は。

（事務局）

小・中学校は京都府助産師会、高校は京都府産婦人科医会にお願いしているところであるが、一定ニーズを把握し目標数値を定めた。

（委員）

放課後子ども教室の設置市町村数と「子ども読書活動推進計画」の策定市町村数の組合とは。

（事務局）

相楽地域の3町村が広域連合で教育委員会を設置しているもの。

(委員)

社会的養護が必要な児童数の目標数値は、里親等を25%までもっていくということか。

(事務局)

その通りである。

(2)「京都府子ども・子育て支援事業支援計画」中間案について

資料2～4に基づき、中間案について説明

○概要

- ・第1回検討会での意見の対応
- ・京都府子育て環境日本一推進戦略を基本として、京都府子ども・子育て支援事業支援計画、京都府子どもの貧困対策推進計画、家庭的養護の推進に向けた京都府推進計画のそれぞれをこども計画とする。
- ・子ども・子育て支援法に基づき市町村で策定される「市町村子ども・子育て支援事業支援計画を踏まえ、
 - (1) 保育等の量の見込及びその確保方策
 - (2) 保育等の推進に関する体制の確保
 - (3) 保育人材等の確保・質の向上の内容に加え、(4) 在宅育児家庭への支援の内容を盛り込む。
- ・保育等の量の見込及びその確保方策については、市町村子ども・子育て支援事業支援計画を集計し記載している。

○主な質疑・意見

(委員)

見込量と確保方策について、待機児童の数は、市全体としては足りていても、地域によっては待機児童が発生している実態があり、ケアが必要である。

(事務局)

市町村において、その実態、実情を踏まえた次期5年間の計画に改定されると認識しており、京都府としても待機児童解消に向けた取組等を市町村と連携しながら実施していきたい。

(委員)

保育の質の向上で保育人材の確保、職員研修等の記載があるが、親の選択肢を広げることが保育の質の向上につながると思う。そのために、各園が切磋琢磨して、自分たちの園の個性・特徴を活かしていくことで魅力の向上を図り、選択の自由がうまれるような支援ができ

ないか。

(事務局)

これまで幼稚園、保育所、認定こども園が担ってきた役割、例えば保育所であれば、待機児童が多かった時代においては、働きに出られている親のこどもを預かる機能が中心であったが、少子化の流れにともなって、役割も変化しつつある。こどもを預かる機能だけでなく、地域の中で子育て支援の機能をそれぞれの施設が認識して、独自色を出していかないといけないと思うので、京都府としても支援や見える化など考えていきたい。

(委員)

子どもの数も減っており、いくら園の質の向上をしても幼稚園の人气がなくなってきている。特に1号の親、家庭に対して選択肢が広がるような施策を京都府としても実施していただければありがたい。

(事務局)

親の家庭の状況に関わらず子育て家庭を支援していくこと等を踏まえ、記載について考えていきたい。

(委員)

理念の中に、京都の強みである「人と地域の絆」とあるが、具体的にはどういうことか。また、子育て応援施設への登録については、福祉事業所についても登録できるのか。

(事務局)

「人と地域の絆」については、子育て戦略に地蔵盆の話を書いていたたり、京都は地域の体育祭のように、他の地域に比べて人と人との絆が残っている。そういった強みが子育て戦略には書いてあるが、計画では省略しているので、もう少しわかりやすく説明を考えたい。

子育て応援施設への登録については、福祉事業所についても登録可能である。京都府ではキッズフレンドリー施設として、ミルクのお湯の提供であったり、トイレの貸し出し、園庭の解放などをしていただける施設を登録している。このような取組も地域連携の一つの形と考えている。

(委員)

計画の基本理念については、子育て戦略を踏まえたものと思うが、こども基本法の理念も踏まえているのか。関係等を分かりやすくしたほうが良いのでは。

(事務局)

子育て戦略、こども基本法の理念を踏まえたものとなっているが、より分かりやすい記載にできるよう検討する。